



唐津市 呼子大綱引

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

・事業主の皆様へ

7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。…………… 2

・国民年金の加入もれはありませんか？…………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

入院等で医療費が高額になるときに便利です。

・『限度額適用認定申請書』 申請はお早めに…………… 4

●佐賀県社会保険協会

・平成26年度 社会保険事務講習会のご案内…………… 6

・平成26年度 年金シニアライフセミナー…………… 7

・年金相談窓口開設等のご案内…………… 8

・「賞与支払届」の提出をお願いします…………… 8

・各種適用関係届の提出について、日本年金機構佐賀事務センターへの送付をお願いします…………… 8

職場内で閲覧しましょう

事業主の
皆様へ

7月10日までに算定基礎届の 提出をお願いします。

届出用紙(CD-R等)は6月初旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- 平成26年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成26年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- 「総括表」及び「総括表 附表」のご提出をお願いします。(現在、被保険者が「0人」の場合でもご提出ください。)

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。

開催日時等については本誌5月号に掲載しておりますのでご参照ください。

定時決定における保険者(特例的な)算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ① 4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあつた場合
- ④ 「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であつて、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

※上記④の届出方法について

算出基礎届の備考欄に「年間平均」と記載いただき、次の資料を添付してください。

- ① 業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
- ② 被保険者の同意書
- ③ 当年の4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年の6月の報酬額等を比較した書類



ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。

具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ◎ 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ◎ 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ◎ 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき 	第3号 ➡ 第1号	住所地の市区町村
◎ 本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号 ➡ 第2号	勤務先
◎ 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)	第3号 ➡ 第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者 農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生
- 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合に加入している人(原則65歳未満の人)
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者



■ 保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合があります。

年金機能強化法が施行されたことにより、2年前まで遡って免除制度をご利用いただくことができます。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等がございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0123

入院等で医療費が
高額になるときに便利です！

限度額適用認定申請書

申請はお早めに

- これから入院予定で医療費が高額になりそうだ… ●
- 抗がん剤等の高価なお薬の定期的な服用で、医療費が高額になりそうだ… ●

こんな時は…

事前に限度額適用認定証の申請を行うと **便利** です！

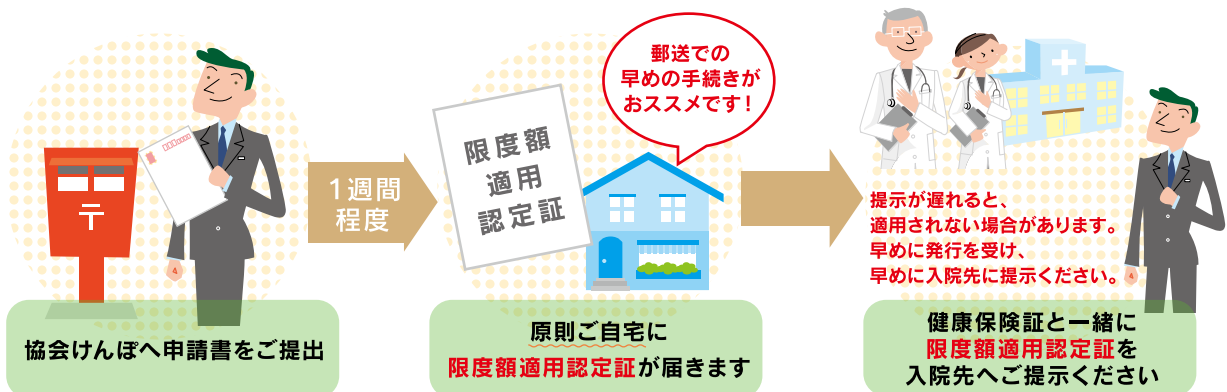
認定証の交付を受けていなくても、医療費が一定額（自己負担限度額）を超えていれば、高額療養費の申請を行うことにより、後日払い戻しを受けることができます。しかし、いったん高額な医療費を支払う必要があり、一時的とはいえ患者様の負担は大きいものとなってしまいます。

限度額適用認定証を利用すると、この一時的な負担を **軽減** できます！

お手続きの流れ

申請書は協会けんぽの
ホームページからも取得できます！

申請書名	健康保険 限度額適用認定申請書 ※被保険者が低所得に該当する場合は、「健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書」
添付書類	入院等される方の健康保険証（写） ※被保険者が低所得に該当する場合は、非課税証明書 （診療月が4月～7月の場合は前年度、8月～翌3月の場合は当年度の非課税証明書が必要）
提出時期	できるだけ日程に余裕を持って手続きください ※有効期間は申請書を受付した月からです。受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。
申請者	被保険者
備考	有効期間は最長1年間です ※ただし法改正（右頁下段を参照）により26年度については、いったん26年12月までの交付となります。 1月以降は再度のご申請が必要となります。 ※入院だけでなく外来にも使用できます。



限度額適用認定証と高額療養費支給申請との違い

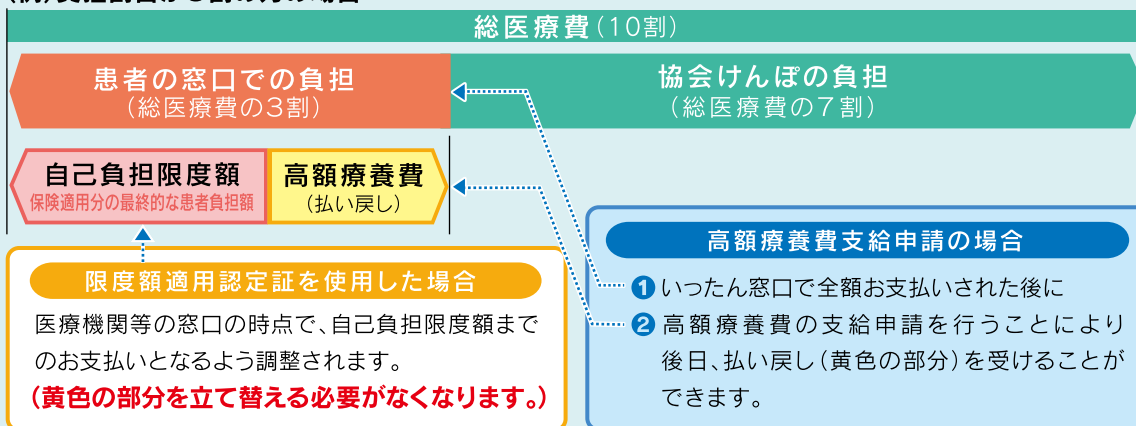
限度額適用認定証は

(事前に医療機関等で提示することで、)
窓口の支払いが自己負担限度額までになります。

高額療養費の支給申請の場合は

窓口で自己負担額を支払った後に、自己負担限度額を超えた部分についての払い戻しを受けることができます。

(例)負担割合が3割の方の場合



(注) 限度額適用認定証の申請が間に合わなかった場合は、高額療養費の支給申請を行ってください。

平成27年1月診療分から 高額療養費制度の一部が変わります。

今まで、被保険者の所得に応じて、自己負担限度額が3つに区分されていましたが、今回の法改正で**5つ**に区分されます。

※70歳から75歳未満の方につきましては変更ありません。

[70歳未満の方]

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
① 上位所得者 (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
② 一般所得者 (①および③以外の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
③ 低所得者	35,400円	24,600円

平成27年1月診療分から下記に変わります

[70歳未満の方]

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
標準報酬月額26万円以下	57,600円(定額)	44,400円
低所得者	35,400円(定額)	24,600円

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成
26
年度

社会保険事務講習会のご案内

6月 年金制度の改正と遺族年金のしくみ

年金の制度改正事項や遺族年金のしくみ、その他老齢年金等について学びます。

講師 ● 日本年金機構 年金事務所職員

7月 退職者のための社会保険の手続き

会社を退職したときの年金制度への加入や健康保険、雇用保険の手続きなどについて学びます。

講師 ● 社会保険労務士

地区	日程	会場	地区	日程	会場
鳥 栖	6月6日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐 賀	7月2日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐 津	6月9日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	唐 津	7月11日(金)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
佐 賀	6月10日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武 雄	7月14日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武 雄	6月11日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥 栖	7月15日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

実施時間(各会場共通) ▶ 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加費

会員事業所は無料

(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	『年金制度の改正と遺族年金のしくみ』		『退職者のための社会保険の手続き』
	会場：(鳥 栖 ・ 唐 津 ・ 佐 賀 ・ 武 雄) 日時：平成 年 月 日 ()		会場：(佐 賀 ・ 唐 津 ・ 武 雄 ・ 鳥 栖) 日時：平成 年 月 日 ()
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
TEL:			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成26年度

「こんなはずじゃなかった」防止!

年金シニアライフセミナー

～現役引退後・これからの「不安…」を「楽しみ!」に変える4時間～

将来の不安には、解消できるものもある。

「年金シニアライフセミナー」は、健康で、経済的にも豊かな“新しい人生”を過ごすための情報を提供するセミナーです。「生きがい」「社会保険」「家庭経済」3テーマを中心とする講義で、皆さまの「ライフプラン」設計をサポートします。

実施時間
各会場共通

12:45受付
13:00開始
16:40終了



●唐津会場
平成26年**7月6日(日)**
会場/唐津国民宿舎虹の松原ホテル
唐津市東唐津4丁目(虹の松原)

●佐賀会場
平成26年**8月3日(日)**
会場/マリトピア
佐賀市新栄東3-7-8

●鳥栖会場
平成26年**7月13日(日)**
会場/サンメッセ鳥栖
鳥栖市本鳥栖町1819

●武雄会場
平成26年**8月24日(日)**
会場/(株)ニューハートピア
武雄市武雄町永島15750-1

対象者

厚生年金の被保険者及び配偶者の方
健康保険委員・年金委員等 ◎**特にご夫婦の参加をお勧めします**

募集定員

各会場とも**50名**(ただし、申し込み先着順とします)
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
ライフプランと生きがい・家庭経済等



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

●お申込みお問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

●主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会・全国社会保険委員会連合会

(キリトリ線)

年金シニアライフセミナー 参加申込書 FAX.0952-26-3377



参加希望会場	1. 唐津会場	2. 鳥栖会場	3. 佐賀会場	4. 武雄会場	
事業所名					
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)			年齢	歳
参加配偶者氏名				年齢	歳
参加者住所	〒		参加者 TEL		

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

平成26年7月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 (完全予約)	2 多久市役所 (完全予約)	3	4 伊万里市役所 (完全予約)	5
6	7 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (完全予約)	9 有田町役場 東庁舎 (完全予約)	10	11 伊万里市役所 (完全予約)	12 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
13	14 延長相談 19時まで	15 鹿島市民会館 (完全予約)	16 多久市役所 (完全予約)	17	18 伊万里市役所 (完全予約)	19
20	21	22 基山町役場 (完全予約) 年金事務所 延長相談(19時まで)	23 有田町役場 本庁舎 (完全予約)	24	25 伊万里市役所 (完全予約)	26
27	28 延長相談 19時まで	29	30	31		

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先
●佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
●唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
●武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は完全予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

●「賞与支払届」の提出をお願いします●

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ◎資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
 - ◎資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
 - ◎資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。
- ※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

各種適用関係届の提出について、
日本年金機構佐賀事務センターへの送付をお願いします。

資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届、賞与支払届、算定基礎届、月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、右記の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。
※年金事務所に提出された場合であっても佐賀事務センターへ回送しますので、回送にかかる期間について処理が遅れます。

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル 5F
日本年金機構 佐賀事務センター

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成26年6月分保険料の
納付期限は平成26年7月31日(木)です。

ご注意ください
平成26年6月分の社会保険料計算に係る届書は7月8日(火)までに到着するようお願いください。その後到着した場合は平成26年6月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。